

駆け付け警護の任務付与に反対し、改めて安全保障関連法の廃止を求める会長声明

政府は、11月15日、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣する陸上自衛隊第9師団（青森）を中心とした第11次隊に対し、「駆け付け警護」の任務を新たに付与する閣議決定をした。

駆け付け警護は、平成27年9月に国際平和支援法と共に強行採決された平和安全法制整備法（以下両法律を併せて「安全保障関連法」という。）によって認められたものであるが、武器使用基準が緩和され、憲法9条が禁じている「武力の行使」へと発展する危険性が高い。

加えて、南スーダンでは、本年7月に首都ジュバで政府軍と反政府軍の大規模な戦闘が発生し、市民数百人及び中国のPKO隊員が死亡し、その後も暴力や武力衝突が続いており、PKO参加5原則の一つである「紛争当事者間の停戦合意の成立」が崩れているとの懸念さえも認められる状況である。

このような状況下において政府が自衛隊員に対し駆け付け警護の新たな任務を付与することは、自衛隊員の武器使用が戦闘行為へと発展し、憲法9条違反を現実化するだけでなく、自衛隊員が殺傷し、あるいは殺傷されるという危険な事態に陥る可能性も極めて高い。

当会はすでに自衛隊による駆け付け警護を可能にした安全保障関連法自体について、日本国憲法の基本理念である恒久平和主義及び憲法9条に違反し、さらにその成立過程も立憲主義に違反しており無効であるから、その適用・運用に反対し、廃止を求めてきた。上述した閣議決定はまさにその適用・運用により憲法9条が禁止した「武力の行使」を現実化するものである。

そこで当会は、駆け付け警護の任務を付与した閣議決定に強く反対するとともに、国会に対し改めて憲法に違反している安全保障関連法の廃止を求める。

以上

2016年（平成28年）11月16日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀